

神戸大学国際人間科学部  
子ども教育学科  
《教育実習ハンドブック》

2021(令和3)年度入学者用

## 【 目 次 】

一	はじめに	1
二	取得可能な免許状及び必要単位数	2
	表Ⅰ 子ども教育学科で取得可能な教育職員免許状の種類	
	表Ⅱ 基礎資格及び最低修得単位数(教育職員免許法で定められている 最低単位数)	
	別表 文部科学省令で定める科目(教育職員免許法施行規則第66条の6)	
	表Ⅲ 神戸大学において修得が必要な科目及び最低修得単位数	
	1 幼稚園	
	2 小学校	
	3 特別支援学校	
三	観察実習の概要	8
四	教育実習の諸手続	9
	1 幼稚園・小学校における教育実習の受講資格	
	2 教育実習の申込方法	
	3 教育実習全体スケジュール	
五	教育実習事前・事後指導について	12
六	教育実習先での一般的注意事項	14
	1 「教育実習の記録」について	
	2 教育実習校に持参するもの	
	3 研究授業の大学教員の訪問について	
	4 教育実習による授業の欠席について	
	5 教育実習の辞退について	
	6 その他	
七	留学を希望する学生の教育実習について	15
八	教職実践演習と履修カルテの作成について	15
九	介護等体験について	16
	1 「介護等体験」とは	
	2 介護等体験実施の全体スケジュール	
	3 注意事項	
十	学校インターンシップについて	18
十一	教育職員免許状申請手続きについて	19
十二	教育職員免許更新制について	20
十三	文献紹介——初等教育・特別支援教育の実習を深めるために	21
	1 初等教育(幼稚園)の学習におすすめの文献	
	2 初等教育(小学校)の学習におすすめの文献	
	3 特別支援教育の学習におすすめの文献	

参考:神戸大学教育職員免許状取得のための履修カルテ①<履修状況>  
神戸大学教育職員免許状取得のための履修カルテ②<自己評価シート>

◆問い合わせ一覧

## 一 はじめに

教育実習とは、

- ・子どもたちから、かけがえのない学習機会＝学習権を、
  - ・実習校の先生方から、暖かいご指導と貴重なお時間を、
  - ・大学の教員職員から、多大な労力と支援そして資源を、
- それぞれご提供いただき、初めて成立するものです。

周りの人々が、皆さんの「教師になりたい」という熱い思いを支えてくれています。

ですから、観察実習から事前指導・本実習・事後指導等に至るまで、無断欠席・遅刻・途中放棄等は、決して許されないことです。

子どもたちの前では、あなたも立派な大人の一員であることを、しかも、彼らが期待を寄せる「先生」の一人であることを忘れないでください。社会人としての自覚・責任・誇りある行動を求めます。

そして是非、この教育実習を通じて、子どもたちと豊かな思い出を作り、教師に必要な資質能力および認識を高め、現代にふさわしい「教育学」「学びの場」を創出する専門的力を養って下さい。

皆さんが高い志を持たれる限り、われわれは最善の努力で皆さんの支援に臨む所存です。

## 二 取得可能な免許状及び必要単位数

◆表Ⅰ 子ども教育学科で取得可能な教育職員免許状の種類

学科名	免許状の種類
子ども教育学科	幼稚園教諭一種免許状
	小学校教諭一種免許状
	特別支援学校教諭一種免許状

※幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状の取得は、子ども教育学科に所属する学生のみが修得可能である。

◆表Ⅱ 基礎資格及び最低修得単位数（教育職員免許法で定められている最低単位数）

免許状の種類 所要資格		幼稚園校教諭		小学校教諭		中学校教諭		高等学校教諭	
		専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状
基礎資格		修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること
大学における最低修得単位数	教科及び教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭：領域及び保育内容の指導法に関する科目）	16	16	30	30	28	28	24	24
	教育の基礎的理解に関する科目	10	10	10	10	10	10	10	10
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	4	10	10	10	10	8	8
	教育実践に関する科目	7	7	7	7	7	7	5	5
	大学が独自に設定する科目	38	14	26	2	28	4	36	12
合 計		75	51	83	59	83	59	83	59

免許状の種類 所要資格	特別支援学校教諭	
	専修免許状	一種免許状
基礎資格	修士の学位を有すること及び小・中・高又は幼稚園の普通免許状を有すること	学士の学位を有すること及び小・中・高又は幼稚園の普通免許状を有すること
特別支援教育に関する科目	50	26

上記の他、別表に定める「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」を修得しなければなりません。

【別表】文部科学省令で定める科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目			
免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科目区分	単位数	授業科目	単位数
日本国憲法	2	○ 日本国憲法 1 ○ 日本国憲法 2	1 1
体育	2	○ 健康・スポーツ科学実習基礎 ○ 健康・スポーツ科学実習 1 ○ 健康・スポーツ科学実習 2	1 0.5 0.5
外国語コミュニケーション	2	○ Academic English Communication A1 ○ Academic English Communication A2 ○ Academic English Communication B1 ○ Academic English Communication B2	0.5 0.5 0.5 0.5
情報機器の操作	2	○ 情報リテラシー演習 1 ○ 情報リテラシー演習 2	1 1

注. ○印は免許法上の指定科目（必修）を示す。

※神戸大学で修得が必要な単位数については、表Ⅲに記載の通りである。

◆表Ⅲ 神戸大学において修得が必要な科目及び最低修得単位数

1. 幼稚園

【第1表】領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園一種免許状）

科目区分	単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
			必修	選択	
領域に関する専門的事項	20	健康	乳幼児と健康	1	
		人間関係	乳幼児と人間関係	1	
		環境	乳幼児と環境	1	
		言葉	乳幼児と言葉	1	
		表現	乳幼児と表現(音楽) 乳幼児と表現(造形)	1 1	
保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	20	保育内容研究(健康Ⅰ)	2		
		保育内容研究(健康Ⅱ)	2		
		保育内容研究(人間関係)	2		
		保育内容研究(環境)	2		
		保育内容研究(造形表現)	2		
		保育内容研究(音楽表現)	2		
		保育内容研究(児童文化と言葉)	2		

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として14単位の修得が必要となるが、同科目は2単位しか開設しないため、【第2表】の科目及び「領域及び保育内容の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が51単位以上必要

【第2表】 「教科及び教科の指導法に関する科目」を除く科目（幼稚園一種免許状）

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			修得方法等
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数		
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	保育原理（世界と日本の乳幼児教育） 教育原理（世界と日本の学校教育）	2	2	2単位必修
	・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教師入門	2		
	・ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育行政学（幼・小） 教育経営学（幼・小）		2 2	} 2単位 選択必修
	・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程		乳幼児心理学 発達心理学（幼・小）	2		
	・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育入門（幼・小）	1		1単位必修
	・ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		乳幼児教育課程論	2		2単位必修
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		・ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・ 幼児理解の理論及び方法 ・ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	乳幼児教育内容・方法論 初等教育方法学	2
	乳幼児理解と教育相談	2			2単位必修	
	初等学校教育相談		2			
教育実践に関する科目	・ 教育実習	5	初等教育事前・事後指導 初等教育実地研究	1	4	1単位必修 4単位必修
	・ 教職実践演習		2		2	2単位必修
大学が独自に設定する科目			子どもの保健と健康		2	
合 計 (免許法施行規則に定める最低修得単位数)		21	合 計 (本学での最低修得単位数)		22	

2. 小学校

【第1表】教科及び教科の指導法に関する科目（小学校一種免許状）

科目区分	単位数	開設授業科目	単位数		履修方法	
			必修	選択		
教科に関する専門的事項	30	国語 (書写を含む。)	初等国語論		2	「教科に関する専門的事項」の選択科目から10単位選択必修
		社会	初等社会科論		2	
		算数	初等算数論		2	
		理科	初等理科論		2	
		生活	初等生活科論		2	
		音楽	初等音楽論		2	
		図画工作	初等図工論		2	
		家庭	初等家庭科論		2	
		体育	初等体育論		2	
		外国語	初等英語論		2	
(情報機器及び教科の活用を含む。)	30	国語 (書写を含む。)	初等国語科教育論	2		
		社会	初等社会科教育論	2		
		算数	初等算数科教育論	2		
		理科	初等理科教育論	2		
		生活	初等生活科教育論	2		
		音楽	初等音楽科教育論	2		
		図画工作	初等図工科教育論	2		
		家庭	初等家庭科教育論	2		
		体育	初等体育科教育論	2		
		外国語	初等英語教育論	2		

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として2単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【第2表】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」, 「教育の基礎的理解に関する科目」, 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」, 「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が60単位以上必要

【第2表】 「教科及び教科の指導法に関する科目」を除く科目（小学校一種免許状）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		修得方法等	
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授 業 科 目		
教育の基礎的 理解に関する 科目	・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理(世界と日本の学校教育) 日本教育史	2 2	2単位必修
	・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		教職論(小)	2	
	・ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育行政学(幼・小) 教育経営学(幼・小)	2 2	} 2単位 選択必修
	・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習 の課程		発達心理学(幼・小) 児童の発達と学習	2 2	
	・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生 徒に対する理解		特別支援教育入門(幼・小)	1	1単位必修
	・ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュ ラム・マネジメントを含む。)		初等カリキュラム論	2	2単位必修
道徳、総合的 な学習の時間 等の指導法及 び生徒指導、 教育相談等に 関する科目	・ 道徳の理論及び指導法	10	初等道徳教育論	2	2単位必修
	・ 総合的な学習の時間等の指導法		総合的な学習の指導法(小)	2	2単位必修
	・ 特別活動の指導法		初等特別活動指導論	2	2単位必修
	・ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の 活用を含む。)		初等教育方法学	2	2単位必修
	・ 生徒指導の理論及び方法 ・ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		初等生徒指導論(進路指導 を含む)	2	2単位必修
	・ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的 な知識を含む。)の理論及び方法		初等学校教育相談	2	2単位必修
教育実践に関 する科目	・ 教育実習	5	初等教育事前・事後指導	1	1単位必修
			初等教育実地研究	4	4単位必修
	・ 教職実践演習	2	教職実践演習(幼・小)	2	2単位必修
合 計 (免許法施行規則に定める最低修得単位数)		27	合 計 (本学での最低修得単位数)		30



### 3. 特別支援学校

【第1表】 特別支援教育に関する科目

	特別支援教育に関する科目		免許状の種類 及び単位数	本学部認定授業科目	単 位 数	備 考
			特別支援学校 一種			
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	○特別支援教育総論 特別支援教育学 障害共生教育論	2 1 2	
第二欄	特別支援教育領域 に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	○発達障害心理学(障害者・障害児心理学) 発達障害と共生社会1 ○障害児発達学(障害者・障害児心理学) ○知的障害の生理・病理 ○肢体不自由者心理・生理・病理	2 1 2 1 2	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○知的障害支援学 発達障害教育論 ○肢体不自由教育論 発達障害と共生社会2	2 2 2 1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		支援教育臨床学 臨床発達支援学2	2 1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	○児童青年精神医学(精神疾患とその治療) ○言語発達と教育1(学習・言語心理学2)	2 1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○障害とリハビリテーション ○臨床発達支援学1 言語発達と教育2(学習・言語心理学3)	1 1 1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		○障害児支援学概論	1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	○特別支援教育実地研究	3	

備 考

- (1) ○印科目は、指定科目（必修科目）である。
- (2) 教育実習は、原則として4年次（附属特別支援学校）に実施する。

### 三 観察実習の概要

子ども教育学科の学生は原則として1年次に「観察実習Ⅰ」、2年次に「観察実習Ⅱ」を履修する。

「観察実習Ⅰ」「観察実習Ⅱ」ともに、神戸市連携協定校園にて幼児・児童の観察を行う。

#### 「観察実習Ⅰ」

回数:全員が幼稚園・小学校・特別支援学校に1日ずつ

時期:6月頃

#### 「観察実習Ⅱ」

回数:乳幼児教育学コース・・・幼稚園に3日間

学校教育学コース・・・小学校に3日間

時期:6月頃

※この他、実習前と実習後にはそれぞれ事前指導・事後指導があり、参加必須である。

※観察実習の記録は、事前指導時に配布する。在籍期間を通して使用するため、大切に保管すること。背表紙に「教育実習の記録」と明記し、学生番号、氏名も記入すること。

※詳細は観察実習事前指導にて連絡する。

※編入学生は上記の限りでないので、国際人間科学部鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係および子ども教育学科教員にできるだけ早く相談すること。

## 四 教育実習の諸手続

### 1 幼稚園・小学校における教育実習の受講資格

- (1)原則として、学部:3年次(申込時は2年次)
- (2)次の科目(単位)を教育実習までに修得できる者。
  - 幼稚園 第1表(「領域および保育内容の指導法に関する科目」)から14単位以上  
第2表(「領域および保育内容の指導法に関する科目」以外の科目)から8単位以上
  - 小学校 第1表(「教科及び教科の指導法に関する科目」)から14単位以上  
第2表(「教科及び教科の指導法に関する科目」以外の科目)から8単位以上
- (3)卒業後、教職に就くことを強く志望している者。
- (4)初等教育事前・事後指導を必ず受講できる者。

#### 【教育実習の履修要件について】

- (1)小学校・幼稚園  
「初等教育事前・事後指導」(1単位)  
「初等教育実地研究」(4単位)
- (2)小学校・幼稚園教諭免許取得希望者は(1)の2科目(計5単位)を、いずれも原則として同一年度において履修する。
- (3)特別支援学校教諭免許取得希望者は「特別支援教育実地研究」を履修する。履修の前年度までに幼稚園、小学校の免許を取得するための教育実習を別途履修しておく必要がある。

#### 【「資格免許のための科目」について】

- (1)「資格免許のための科目」は、学生便覧の該当ページの一覧にある科目のみを指す。  
※注意 「資格免許のための科目」=「教員免許取得に必要な科目」ではない。
- (2)「資格免許のための科目」は、卒業要件に含まれない。
- (3)「資格免許のための科目」は、1年間に履修できる単位数の上限(CAP)に含まれない。
- (4)「観察実習Ⅰ」「観察実習Ⅱ」「初等教育事前・事後指導」「初等教育実地研究」「特別支援教育実地研究」は、子ども教育学科の専門科目であり「資格免許のための科目」ではないが、特殊な扱いの科目であり、卒業要件には含まれるがCAPには含まれない。

### 2 教育実習の申込方法

教育実習については、国際人間科学部子ども教育学科で説明会を開催する。原則として2年次に初等教育実習の申し込みをし、3年次に実習を行う。

説明会に参加していない者、指定の期日までに申込を行っていない者は、次年度の教育実習を履修することができない。

また、特別支援学校教諭一種免許状の取得を希望する者は、2年次に初等教育実習説明会に参加・申込を行い、3年次に実習を行った後、3年次後期に特別支援学校教育実習の申込を行うこと。特別支援学校教育実習は4年次に行う。

なお、教育実習は1年間で1校種のみ履修可能である。

### 3 初等教育実習全体スケジュール

次ページのスケジュール図を参照すること。

スケジュールや内容については、年度によって異なる場合があるので、掲示を確認すること。

- 幼稚園実習希望者は、神戸大学附属幼稚園もしくは神戸市協力園での教育実習になる。
- 小学校実習希望者は、神戸大学附属小学校もしくは神戸市協力校での教育実習になる。  
附属学校園の受入定員及び希望者の居住地から、実習予定校園について附属学校園か神戸市協力校園に振り分けを行い、掲示等により実習予定校園を周知する。

☆ 教育実習申込み時の注意, その他

- (1) 教育実習期間は、基本的に小学校免許取得には4週間（20日間）実習を行うことが必要である。
- (2) 中学校・高等学校（以下「中高」と略）の教育職員免許状も取得しようとする場合、小学校で4週間の実習を行っていれば、翌年の中学校における教育実習は2週間とすることが可能である（ただし、附属中等教育学校での実習に限る）。  
※ 中高での教育実習を希望する者は、今回の申込とは別に、次年度あらためて学務部教育推進グループにて各自で申込を行うこと。なお、中高の教育実習申込説明会は例年4月初旬に開催しており、これに参加しなければ実習は認められない。通常の授業開始よりも早い日程で開催することもあるため、注意すること。
- (3) 申込み後、記入した連絡先等（特に携帯電話）が変更になった場合、国際人間科学部鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係に必ず知らせること。
- (4) 3～4年次で海外留学等を予定している場合は、1～2年次の段階で国際人間科学部教務学生係へ相談に来ること。
- (5) 麻疹（はしか）、風疹の抗体があることを確認しておくこと。
- (6) 海外留学を予定している場合は、「七 留学を希望する学生の教育実習について」を確認すること。

# 初等教育実習・特別支援学校教育実習の流れ

※下記のスケジュールは、変わる場合があります。必ず掲示で周知される内容を確認してください。

## 【1年次】

4月

教育実習関連ガイダンス  
(初年次セミナーで行う)

2~3月

コース選択  
学校教育学コース or 乳幼児教育学コース

12月上旬  
介護等体験申込  
(小のみ)

観察実習 I

## 【2年次】

4月上旬

国際人間科学部2年生  
ガイダンスに参加

国際人間科学部子ども教育学科で開催される  
教育実習説明会(幼・小)に出席し、  
教育実習に申し込む

乳幼児教育学:幼稚園

学校教育学:小学校

国際人間科学部教務委員会に  
より調整、  
下記のいずれかに配属  
・神戸大学附属幼稚園  
・神戸市協力園

国際人間科学部教務委員会に  
より調整、  
下記のいずれかに配属  
・神戸大学附属小学校  
・神戸市協力校

観察実習 II

## 【3年次】

4月

国際人間科学部子ども教育学科で事前指導を受講

5月~11月

初等教育実地研究(本実習)

特別支援学校教育実習申込(希望者のみ)

12月頃

幼稚園実習者  
事後指導(附属園にて)

小学校実習者  
事後指導

## 【4年次】

5~6月

特別支援学校教育実習 事前指導

7月

一括申請<仮申請>:教育職員免許状取得希望調査表の提出

9~10月

特別支援学校教育実習  
※春に実施の場合もあります

第3・4クォーター

教職実践演習

12月

一括申請<本申請>:教育職員免許状授与申請書の提出

3月

卒業時、学位記と同時に  
教育職員免許状を授与

## 五 教育実習事前・事後指導について

スケジュールについては、年度によって異なる場合があるので、実習年度の掲示を確認すること。

### 1 初等教育事前・事後指導

対 象:初等教育実習に参加する全学生(前年度,教育実習申込みをした者)。神戸市協力校園に配属が決まった学生も,事前指導及び事後指導は附属校園実習者と同様に受ける。

実施時期:**事前指導**・・<講義> 4月中旬 7コマの講義(平日,3日間に分けて実施予定)  
<学校参観> 5月 合計3日間の参観  
(実習校園2日及び特別支援学校1日)

**事後指導**・・<講義> 12月 2コマの講義

◎詳細日程については,掲示等にて周知。

持 参:筆記用具,教育実習の記録

#### (1)事前指導スケジュール(予定)

教育実習を行う前に事前指導を行う。附属学校教員・教員経験のある講師等から実習に行く際の心構え等の講義や実際に学校に訪問し,授業等の参観を行う。日程等については掲示で周知するので確認しておくこと。

- ※1 神戸市協力校園で実習する者も,附属校園で事前指導として実習校参観を行う。
- ※2 教育実習を履修する者には,『学生教育研究災害傷害保険(学研災)』に加入した上で,『付帯賠償責任保険』Bコース(インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険)に加入することが義務づけられている。

#### (2)事後指導スケジュール

実習年度の12月頃に行うので,本実習を行った者は全員必ず出席すること。日程等については掲示で周知するので確認しておくこと。

### (3) 事前・事後指導の欠席について

教育実習事前・事後指導に全日程出席しなければ、教育実習の単位は認められない。

病気や怪我(診断書提出)あるいは親族の不慮の事故等やむを得ない事由により、教育実習事前・事後指導を欠席することとなる場合は、必ず速やかに国際人間科学部教務学生係へ届け出ること。

なお、無届けによる欠席、会社訪問やクラブ活動参加等による欠席はもちろんのこと、掲示の見落としや不注意等の理由により、欠席するような者に対しては、教育実習への参加を認めない。

※ 教育実習は本実習と事前・事後指導から構成されており、あわせて単位認定がなされる。

※ スケジュール(実施時期・内容等)については、変更される場合もある。詳細については、国際人間科学部鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係の掲示板で周知するので、見落としのないように注意すること。

## 六 教育実習先での一般的注意事項

### 1 「教育実習の記録」について

「教育実習の記録」は、実習校での実習を行うにあたって、実習期間中の行事、計画、日々の観察、反省、感想等を記録するためのものである。また、記録内容も実習生の評価の対象となるので、しっかりと記入し、提出すること。(鉛筆不可)

「教育実習の記録」は、実習を行う学年の4月初旬に入手可能となる予定である。各自入手の上、事前・事後指導にも必ず持参すること。

表紙の学部指導教員は、ゼミ配属が決まってから、自分のゼミ担当教員名を記入する。

### 2 教育実習校園に持参するもの

附属校園で実習する場合と、神戸市協力校園で実習する場合には違いがあるので、掲示等によく注意すること。

### 3 研究授業の大学教員の訪問について

大学教員の訪問が必要な実習校園もあるので、教育実習の記録に記入した学部指導教員（自分のゼミの担当教員）に学校園訪問が可能か確認しておくこと。

### 4 教育実習による授業の欠席について

教育実習関係で大学の授業に出席できないことを履修している授業の担当教員へ実習前に説明をし、欠席届を提出しておくこと。また、欠席した授業についてどのように対応してもらえるかを確認しておくこと。

※欠席届は鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係事務室前の廊下に置いている。

### 5 教育実習の辞退について

安易な理由での実習辞退や実習直前の辞退等は、実習校園に対し多大な迷惑をかけるだけでなく、次年度以降の本学教育実習生の受け入れを断られる一因になるので認められない。

### 6 その他

- ・教育実習の申請期間は必ず守ること。
- ・教育実習説明会には、必ず出席すること。
- ・掲示やホームページなどによく注意し、見落としのないようにすること。
- ・教育実習に行くまでに出来るだけ単位を修得しておくこと。
- ・教育実習生という立場をわきまえ、実習先の児童との連絡先交換は絶対にしないこと。
- ・写真撮影(記念、学習記録用を問わない)は禁止である。

**教育実習の事前実習・本実習・事後実習に  
無断欠席・遅刻をした場合は、当該年度の教育実習について  
取消処分の対象となるので、注意すること。**



## 七 留学を希望する学生の教育実習について

留学を希望する学生で3～4年次で海外留学等を予定している場合は、1～2年次の段階で、国際人間科学部鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係および子ども教育学科教員へ相談に来ること。

## 八 教職実践演習と履修カルテの作成について

教職実践演習は、教員になる上で自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、更なる向上を目指すことを目的とした科目であり、4年次後期に履修することとなる。

教職実践演習を履修するにあたって、教員免許状取得に必要な科目の履修を始めてから教職実践演習の授業を受けるまでの間に各自で履修カルテ(※)を作成しなければならない。

※履修カルテの用紙は、国際人間科学部ホームページに掲載予定である。

### 1 履修カルテの種類について

＜履修カルテ①(教職に必要な科目の履修状況)＞

教員免許状取得に必要な科目の履修を始めてから単位を修得した科目について記入すること。

教職関連科目について、開講時期等に注意の上、履修計画をたてて記入すること。

＜履修カルテ②(自己評価シート)＞

教員として必要な資質能力について、講義・教育実習・介護等体験等の課外活動を通して身につけているかふりかえりながら自己評価を行うこと。

### 2 履修カルテの提出時期について

履修カルテは、4年次前期に国際人間科学部教務学生係に提出すること。

提出する時期については、掲示するので、注意すること。

提出のあった履修カルテについては、担当教員がコメントを記入したのちに、教職実践演習において使用する。

## 九 介護等体験について

### 1 「介護等体験」とは

平成10年4月(1998年)入学者から、小学校及び中学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、特別支援学校及び社会福祉施設において、7日間以上の「介護等体験」をすることが義務づけられた。

「介護等体験」は、障害者、高齢者等に対する介護、介助、及びこれらの者との交流等を行う内容となっている。また、介護、介助のほか、障害者等の話し相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助などの幅広い体験がある。

神戸大学の場合、特別支援学校は神戸大学附属特別支援学校で行い、社会福祉施設は兵庫県社会福祉協議会に申込み、関係の社会福祉施設において介護等体験を行っている。

原則として教育実習に行く前の学年(原則2年次)で実施し、日数は特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間のあわせて7日間が必要となる。

### 2 介護等体験実施の全体スケジュール

介護等体験の申込みから事前指導等全体のスケジュールは次表のとおり。

事前指導や実施日程等の情報は、各学部又は学務部学務課教育推進グループの掲示板に掲示されるのでチェックしておくこと。

1年次	
11月下旬	介護等体験(前期)申込み掲示。
12月中旬	申込み締め切り
1月中旬	事前指導日程掲示。
2年次	
4月中旬	介護等体験事前指導 (社会福祉施設、附属特別支援学校の実施日等を通知。 社会福祉施設決定の「事前連絡事項」を配付。)  ※ 大学の健康診断を各自済ませておくこと。 ※ 『よくわかる社会福祉施設-教員免許志願者のためのガイドブック』を神戸大学生生活協同組合学生会館店(書籍)で購入し、事前指導時に持参することが望ましい。
5月～11月 5月～3月	社会福祉施設による介護等体験実施(5日間) 附属特別支援学校による介護等体験実施(2日間)  ※2つの施設等にて体験を計7日間行わなければならない。 ※体験終了後、「体験記録」と「終了証明書」を学務部学務課教育推進グループへ提出。

### 3 注意事項

- (1) 介護等体験申込み時に、社会福祉施設体験費用として1万円徴収する。申込み後、取り消した場合でも、返金はできない。また、体験費用の他に受け入れ施設によりその他行事等で必要なときは、別途費用を徴収される場合があるので、体験施設決定時に配付する「介護等体験事前連絡事項」を確認すること。
- (2) 介護等体験を希望する者は、『学生教育研究災害傷害保険』に加入した上、『学研災付帯賠償責任保険』(Bコース)に加入することを義務づけている。事前指導時に説明する。
- (3) 社会福祉施設での介護等体験では健康診断書の提出をしなければならないので、介護等体験に参加する前年の4月に実施される大学での健康診断を必ず受診しておくこと。  
5月前半に社会福祉施設での介護等体験がある者は、学務部学務課教育推進グループから指示があれば、一番早い時期の健康診断を受診すること。その際、保健管理センターに介護等体験に必要な旨を伝え、診断書を早く出してもらうように申し出ること。  
また、麻疹(はしか)、風疹の抗体があることも確認が必要となる。
- (4) 大学で行う事前指導には、必ず出席すること。欠席の場合は、介護等体験に参加できない。
- (5) 各施設で交付された「介護等体験終了証明書」2枚(計7日間)は、免許状取得申請時に必要となるので、各自で保管すること。再交付はされない。
- (6) 介護等体験は、小・中学校免許を取得するための必修実習である。個人的な事情で実習取り消しはできないので、安易な気持ちで申込みをしないこと。
- (7) 申込み後に取り消した場合、再度介護等体験の申込みをすることはできないので注意すること。

★学務部学務課教育推進グループ＝鶴甲第一キャンパス K 棟事務室内

## 十 学校インターンシップについて

### 1. 目的

教育現場で教育活動や公務に関する支援や補助業務を中長期的に経験させていただくことで、学生に実践的な教員の資質を獲得させること、また、学生が自身の教員としての適性を把握することを目的とする。

### 2. 活動内容

具体的な活動内容としては、園児・児童等との交流、保育実践・授業補助、行事への参加、清掃や事務作業の補助、延長保育や放課後児童クラブの補助、土曜授業の補助等が想定される。

それぞれの活動時間は学生によって異なる。ただし、8時間を1日の最大活動時間とする。

### 3. 「学校インターンシップ活動証明書」について

活動終了後に各学校園から大学へ送付される「学校インターンシップ活動証明書」に基づき、大学が単位を認定する。神戸市教育委員会作成の統一様式を使用する。プリントアウトしたものを学校園に設置し、学生が登下校時に活動開始時間と終了時間を記入する。

### 4. 活動期間について

活動日数や活動時間については、学校園と学生の合意により変更可である。学校園側からの要望があれば、学生と相談の上実施日を追加・変更することは可能である。ただし、学生からの急な日程変更は原則として認められない。

学生の単位認定には最低30時間の活動が必要である。このため、災害等で予定通りに活動できなかった場合、最低限の活動時間を満たすように別日程での活動を許可して頂く必要がある。

### 5. 持ち物・服装等について

華美でない服・スニーカーを基本とする。着替えなくても活動できる服装とする。

昼食が必要な場合は、基本的に学生が持参する。

### 6. 履修上の注意

学校インターンシップⅠについては、専攻校種の活動のみ認める。神戸市連携協定学校園で行う。活動できるのは、原則観察実習Ⅱの実施以降となる。

学校インターンシップⅡについては、専攻校種での活動が原則であるが、Ⅰで専攻校種での活動を経験している学生のみ副免許の校種でも活動できる。神戸市連携協定学校園で行う。

学校インターンシップⅢについては、専攻校種での活動が原則であるが、ⅠまたはⅡで専攻校種での活動を経験している学生のみ副免許の校種でも活動できる。神戸市連携協定学校園に加え、附属での活動も可能である。

学生の活動希望時期と各学校園の受入可能日を調整し、活動実施日が決定される。

活動は年間にわたるが、履修登録は第1Qの履修登録期間内にする必要がある。

## 十一 教育職員免許状申請手続きについて

原則として大学から兵庫県教育委員会に一括申請をする。手続きの詳細については、6月半ば及び12月頃に国際人間科学部鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係掲示板に掲示するので注意すること。

### ① 一括申請（通常、この方法で申請をする）

一括申請は、卒業見込み者が大学を通じて兵庫県教育委員会に行う手続きである。

なお、所属学部が課程認定を受けている校種以外の免許状を取得しようとする場合には、個人申請となるので注意すること。

#### <申請手続き>

取得見込み者は、まず、4年次前期の指定の期日（7月半ば頃）までに所定の調査票を鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係に提出すること。（6月半ば頃に申請締切日を掲示する）

次に、後期の12月半ば頃に、鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係で手続きをすること。（11月下旬頃に申請締め切り日や申込み方法を掲示する）

※ 4年次前期に調査票を提出していない者は、申請することができない。

#### <申請必要書類(12月)>

- ・教育職員免許状授与申請書・誓約書(兵庫県収入証紙 3,300 円分必要)
- ・介護等体験終了証明書(計7日間)2枚(小・中学校免許状取得者のみ)
- ・戸籍抄本

注)申請書類等は、必ず戸籍抄本通りの漢字氏名を記入すること。

※提出書類については、申請書等と同時に配布する注意事項を確認すること。

### ② 個人申請

個人申請は、過年度卒業生(科目等履修生や聴講生等)や一括申請手続きをしなかった者の手続き方法である。申請時期は、申請に必要な書類が揃えばいつでもよいが、3月末は混み合い時間がかかるので、事前に教育委員会に相談するなど留意すること。

※必要書類については、各自申請する教育委員会に問い合わせ、またはHPで確認すること。

#### <申請手続き>

各自、教育委員会(原則として居住地の都道府県)に申し出て、申請書類の交付を受け指示どおり書類の提出・申請手数料の納入を行う。申請方法等については、申請先の教育委員会に確認すること。

## 十二 教育職員免許更新制について

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が始まった。

### 1 教員免許更新制の目的

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指す。

教員免許更新制のもっとも基本的なポイントは次のとおり。

- ①更新制の目的は、その時々で教員として必要な最新の知識技能を身につけること。
- ②平成21年4月1日以降に授与された教員免許状に10年間の有効期間が付されること。
- ③2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、教育委員会に免許状の更新手続きを行う必要があること。

### 2 有効期間について

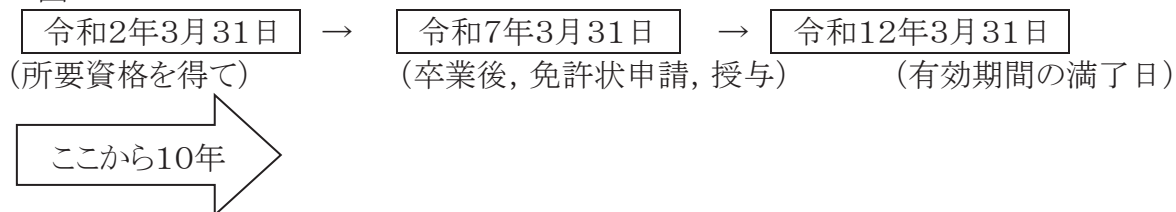
普通免許状又は特別免許状の有効期間は、所要資格を得てから10年後の年度末までとなる。

※「所要資格を得て」とは、免許状の授与に必要な学位と単位を満たした状態のこと。

つまり、令和2年3月31日に所要資格を得た者が、令和7年になってから免許状授与の申請を行い、3月31日に免許状を授与された場合でも、令和12年の3月31日が有効期間の満了日となる。

よって、大学の教職課程で単位を取り終えた後、都道府県教育委員会に授与の申請をしないままであっても、授与される免許状の有効期間の満了日は同じということになる。

<図>



### 3 免許状の失効について

平成21年4月1日以降、更新講習を受講・修了しなかった場合は失効することとなるが、更新講習を受講・修了することによって、有効な免許状を再び取得することができる。

なお、免許状が失効した場合(修了確認期限までに更新講習を修了していない場合)でも、免許状を取得した際に、授与の基礎となった教職課程の単位まで無効にはならない。

よって、改めて大学で教職課程を受講し単位を取得する必要はなく、更新講習を受講・修了するだけで、免許状の再授与を受けることができる。

上記内容は、『<解説> 教員免許更新制のしくみ』文部科学省初等中等教育局教職員課平成23年2月から一部抜粋したものである。

更新講習の詳細については、文部科学省ホームページを参照すること。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/001/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/index.htm)

なお、教育職員免許法などの関係法の改正により、今後上述の内容に変更が生じる場合があるので注意すること。

## 十三 文献紹介——初等教育・特別支援教育の実習を深めるために

### 1 初等教育（幼稚園）の学習におすすめの文献

コロナ禍でなかなか園に行くことができない中で、皆さんができるだけ具体的に乳幼児や保育実践についてイメージし、考えることのできるよう、写真や事例が多く掲載されている書籍等を選びました。中には、インターネット上にあって無料で入手できるものもあります。日々の授業と授業で用いる教科書を通じた学びを大切にしながら、以下の書籍を活用することで皆さんの学びがより一層深まることを願っています。（清山莉奈）

#### 1. 観察実習に向けて

##### 1-1. 幼稚園の教育について

###### ◆文部科学省（2018）『幼稚園教育要領解説』

幼稚園における教育課程の基準であり、法的拘束力をもつものです。幼稚園教育要領に基づいて、各園で実践を計画し、実践することが求められます。内容は網羅的かつ抽象的であるため、最初は子どもの姿や実践の内容を具体的にイメージするのが難しいかもしれません。しかし、観察実習等を通じて子どもや先生の姿を間近で見ること、要領の内容がぐっと身近に感じられ、理解がより深まると思います。ぜひ、観察実習の前後に読んでみてください。

###### ◆無藤隆・汐見稔幸・砂上史子（2017）『ここがポイント！3法令ガイドブック——新しい「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の理解のために——』フレーベル館

2017年に、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育要領が改訂（定）されました。なお、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領では改訂を、保育所保育指針では改定の語を用いることが通例であるため、改訂（定）と記しています。改訂（定）の背景には、社会の変化やそれに伴う家庭や子どもの経験の変化、研究の蓄積などがあります。本書では、実際に改訂（定）の作業を進められた研究者によって、要領・指針のどのような文言がどのような背景から追加・修正等されたのかが詳しく解説されています。また、新要領・指針と旧要領・指針の比較表が掲載されており、改訂（定）された場所が一目で分かるようになっています。

###### ◆無藤隆（2018）『幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿』東洋館出版社

改訂（定）された要領・指針では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が提示されました。これまで幼児教育において大事にされてきたことが、より明確に示されたと言えます。たとえば10の姿は、小学校教諭や保護者などに保育や乳幼児期の独自性を伝えたり保育者自身の子ども理解を深めたりするために活用することができます。本書では、10の姿のそれぞれについて事例と共に説明されています。

## 1-2. 子どもの人権を保障した関わり

### ◆全国保育士会（2018）「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト——「子どもを尊重する保育」のために——」

(<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/checklist.pdf>) (2021/5/1 確認)

保育士や保育教諭が対象として明記されていますが、幼児と関わる幼稚園教諭にとっても役立つ資料です。「子どもを尊重する」「子どもの人権を保障する」とはどのようなことなのか、子どもの人権を擁護していない保育者の言動はどのようなものであるのかといったことが具体的に理解できます。良くないと考えられる関わりについての記述に加え、その解説やよりよい援助のあり方について書かれています。そのため、実際に子どもと関わる前の自身の人権意識の醸成や子どもに対する自身の言動の振り返りの際に役立つと思います。全国保育士会のウェブサイトにおいて無料で配信されています。

## 1-3. 子どもの命を守る

### ◆猪熊弘子（2011）『死を招いた保育——ルポルタージュ上尾保育所事件の真相——』ひとなる書房

本書では、実際に起きた保育園での子どもの死亡事故についての緻密な取材をもとに、なぜ事故が起こったのかが考察されています。日々の子どもの相互作用や子ども理解、環境構成、保育者間の連携、保護者との連携といった保育者の専門性が、子どもの命を守ることに繋がっているということを強く感じる一冊です。

## 1-4. 教育実習の基本的事項

### ◆小櫃智子・守巧・佐藤恵・小山朝子（2017）『幼稚園・保育所・認定こども園実習パーフェクトガイド』わかば社

教育実習に行く前に確認しておきたいことが書かれています。感染拡大を受け、自宅での学習支援のために、わかば社のウェブサイト ([https://wakabasya.com/user\\_data/covid\\_support.php](https://wakabasya.com/user_data/covid_support.php)) (2021/5/1 アクセス確認) では本書の一部が無料で公開されています。ぜひ見てみてください。

### ◆大豆生田啓友・渋谷行成・鈴木美枝子・田澤里喜（2020）『学生・養成校・実習園がともに学ぶ これからの時代の保育者養成・実習ガイド』中央法規

本書は、実習の概要や実習前の準備、日誌や指導案の書き方、部分実習や責任実習についての記述に加え、保育実践の事例が写真とともに掲載されていることが特徴です。子どもの姿から子どもの興味・関心を捉え、自分がその場に保育者としていたとしたらどうするか？を考えることができます。また事例に対する担任や主任の思いも書かれており、保育者の視点を学ぶこともできます。さらに、保育環境についても写真と共に解説がなされており、環境が子どもの遊びにどのように影響するかを学ぶこともできます。観察実習では、視点をもって保育をみることで子どもの姿や保育者の援助をより捉えられ、学びが深まるように思います。本書では、保育を観察する上で役立つ視点を提供してくれます。なお2020年に出版されたため、コロナ禍における教育実習での注意事項についても書かれています。



## 2. 本実習に向けて

### 2-1. 保育をみる視点

#### ◆テルマ・ハームス, リチャード M. クリフォード, デビィ・クレア／埋橋玲子 (訳) (2016)『新・保育環境評価スケール① 3歳以上』法律文化社

本書は、アメリカで開発された保育の質の評価スケールの日本語訳です。6つの領域（空間と家具、養護、言葉と文字、活動、相互関係、保育の構造）についての全35項目の評価項目が設定されています。各評価項目について、「不適切」「最低限」「よい」「とてもよい」の4段階ごとに具体的な内容が2～5つ程度記述されているため、環境構成や保育者の援助について具体的に理解できるようになります。アメリカで開発されているため全項目が日本の文脈に合うとは限りませんが、保育を観察したり実践したりする上で役立つ視点を提供してくれています。

#### ◆高山静子 (2017)『学びを支える保育環境づくり——幼稚園・保育園・認定こども園の環境構成——』小学館

日本中の園の保育環境が、豊富なカラー写真と共に紹介されています。砂場やおままごとといった遊びを豊かにする環境、言葉や数量感覚、思考力といった子どもの育ちや学びを支える環境、3歳以上児だけでなく0, 1, 2歳児のための環境についても紹介と解説がされています。子どもの発達にあった環境構成や子どもの興味・関心、個性を引き出し、育ちや学びを支えるような環境の構成・再構成について丁寧に書かれています。

### 2-2. 記録の書き方

#### ◆小櫃智子・田中君枝・小山朝子・遠藤純子 (2015)『実習日誌・実習指導案パーフェクトガイド』わかば社

なぜ日誌（記録）を書くのか、何をどのように書いたらいいのかといったことについて書かれています。本書の一部も上述のわかば社のウェブサイト上に無料で公開されています。ぜひ見てみてください。

#### ◆北野幸子 (2020)『子どもと保育者でつくる育ちの記録——あそびの中の育ちを可視化する——』日本標準

教育実習の記録では、事実と自身の解釈を分けて書くことが重要です。たとえば、「子どもは悲しそうだった」は解釈です。子どもの発言や行動、目線、前後の文脈といった事実を記録することで、なぜ悲しそうだと自分は解釈したのかを理解することができます。また事実と共にその事実を自分がどのように解釈したかについて他の先生や実習生に伝えることで、別の解釈や視点を得られる可能性も広がります。このような対話は、さらなる子ども理解につながります。本書では、0～5歳児の非認知能力の育ちを支える実践事例とその記録がたくさん掲載されています。事例においては、子どもや保育者の言動といった事実が写真と共に記述されています。また、そのような事実を保育者がどのように解釈し、どのような援助を行ったかが分けて書かれています。

### 2-3. 指導案の書き方

#### ◆無藤隆・大豆生田啓友（2019）『子どもの姿ベースの新しい指導計画の考え方 新要領・指针对応』 フレーベル館

本書は、子どもの姿を始点として指導計画を立てることについて解説されています。実際に、0～5歳児のそれぞれについて、子どもの姿やねらい、内容、環境構成、保育者の配慮等が書かれている指導計画の例が掲載されています。そのため、各年齢において活動を計画する上で考慮したいことを具体的に理解することができます。また指導計画のねらいと内容の項目では、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿が記載されています。よって、子どもの育ちや学びの姿を捉え、予想し、援助するために、指導計画をどのように立てたり活用したりするかについて学ぶことができます。

### 3. より学びを深めたい人へ

#### 3-1. 子どもの育ちと学び

#### ◆レイチェル・カーソン／上遠恵子（訳）（1996）『センス・オブ・ワンダー』新潮社

遊びの中で、子どもたちが水や土、花、虫、天気、光、音、色、形、温度など様々なものに気付き、じっと見て、聞いて、近づいて、触れて、気付いたことを言葉にしたり絵で描いてみたり友達や先生と話したりする場面を目にした方もおられるのではないのでしょうか。本書では、身の回りの神秘的なものや不思議なものに気付く、子どもたちの「センス・オブ・ワンダー」の大切さや、子どもと共に感動し、子どもの気付きや感じたことを支える大人の存在の重要性が丁寧に書かれています。

#### ◆堤ちはる・土井正子（2017）『子育て・子育てを支援する子どもの食と栄養』萌文書林

実習の中で、おやつや昼食の時間に子どもたちが食べ物についていろんなことを話す姿や、園で野菜を育てている姿を間近で見たのではないのでしょうか。本書では、保育者として子どもたちやその保護者に対する食育にいかに関与するか、その前提となる子どもの発育や健康、栄養等に関する知識が事例と共に書かれています。

#### ◆アリソン・ゴプニック／渡会圭子（訳）（2019）『思い通りになんて育たない——反ペアレンティングの科学——』森北出版

乳幼児教育・保育学に加え、脳科学研究や心理学など他領域の研究も進んでいることから、乳幼児の発達についての知見は日進月歩です。子どもと関わる専門職として、知識のアップデートは不可欠であると言えます。本書は、発達心理学や文化人類学などの知見を引用しつつ、子ども自身の育とう・学ぼうとする姿を鮮明に描いています。保護者に向けて書かれた本でもあるため、読みやすい内容となっています。

◆本郷一夫（2018）『「気になる」子どもの社会性発達の理解と支援——チェックリストを活用した保育の支援計画の立案——』北大路書房

著者らの開発した社会性発達に関するチェックリストと各項目の説明が書かれています。また、2～5歳児の事例を示しながら、日常場面でどのようにチェックリストを活用し、子ども理解を深めるかが説明されています。さらに園における集団保育において、「気になる」子どもへの援助をどのように進めていくか、子ども集団に対する援助はどうするか、いかに保護者を支援するかといったことについても事例と共に述べられています。保育者として、集団保育での子どもの育ち合いや学び合いをどのように支えていくかを考える上でのヒントを提供してくれる本です。

### 3-2. 学び続ける保育者

◆大豆生田啓友（2020）『「語り合い」で保育が変わる 子ども主体の保育をデザインする研修事例集』学研プラス

保育の質を維持・向上し、子どものよりよい育ちや学びを支えるためには、保育者が学び続けることが大切です。本書では、国内の多様な園でどのような研修が行われているのかが写真や資料とともに詳しく解説されています。特に、保育室の環境構成や子どもの姿、保育者の援助が研修の前後でいかに変化しているかが写真等で示されているため、園内で同僚と共に学び続けることの重要性が伝わってきます。

## 2 初等教育（小学校）の学習におすすめの書籍

小学校の教育実習を念頭に置きつつも、教育に対する学びを深める書籍を紹介します。紙幅の関係で取り上げられなかった書籍も多数あるので、講座本やシリーズ本の他の巻や、各書籍の参考文献やブックガイドから、気になる本を手にとってみてください。

### 1. 観察実習に向けて

◆岩川直樹（編）（2014）『教育の方法・技術（教師教育テキストシリーズ 10）』学文社

これから皆さんは、多様な教育方法・技術にふれることになります。教育方法を欠いては、授業が成立しません。そのため、さまざまな教育方法を理解する必要があります。その一方で、教育方法それ自体を問い直し、自身の「教育方法観」を形成することも大切です。本書は、教育方法を考える原理的・思想的視点も与えてくれる入門書です。（松本圭朗）

◆稲垣忠彦・佐藤学（1996）『授業研究入門』岩波書店

教師の力量を高める第一歩は、授業研究です。本書は、授業とはどのような営みなのか、そもそも授業を見るとはどういうことなのか、などについてわかりやすい言葉で書かれています。観察実習までに一読しておく、授業の見方が変わるでしょう。さらに、授業の振り返りや、授業研究についても詳しく書かれているので、模擬授業や教育実習での授業を振り返る視座も与えてくれます。（松本圭朗）

◆教育科学研究会（編）（2013）『子どもの生活世界と子ども理解（講座 教育実践と教育学の再生 第1巻）』かもがわ出版

よく耳にする子ども理解とは、一体どのようなことを指すのでしょうか。本書は、子ども理解について、教育実践に基づきながら描かれています。子どもが抱える課題と、その課題に取り組む教師の姿に大いに考えさせられます。また、当事者（教師）による実践記録を中心に構成されており、学校現場の様子を知ることがもできます。子どもとの関わりや、学校現場の現状を具体的・実践的に学びたい人におすすめてです。（瀬川千裕）

◆細尾萌子・柏木智子（編）（2021）『小学校教育用語辞典』ミネルヴァ書房

教育実習では、学校現場で使用される独特の用語を耳にすることもあるでしょう。本書は、行政用語や学術用語のみならず、幅広い用語に対応しています。小学校教育に関わる分野ごとの配列となっており、興味を持った分野を深めることもできます。教育実習の内容をQ&A方式で整理したページもあり、教育実習の予習が可能です。（瀬川千裕）

## 2. 教育実習に向けて

◆西岡加名恵・石井英真・川地亜弥子・北原琢也（2013）『教職実践演習ワークブック——ポートフォリオで教師力アップ——』ミネルヴァ書房

4年次に履修する「教職実践演習」を見据えて、教師に求められる力量を「教職に求められる教養」、「児童・生徒理解と人間関係構築力」、「教科内容に関する知識・技能」、「教科等の授業づくりの力量」、「課題探究力」の観点から取り上げています。本書が提示する課題に取り組むことで、教師に求められる力量を身につけることができます。（松本圭朗）

◆石井英真（2020）『授業づくりの深め方——「よい授業」をデザインするための5つのツボ——』ミネルヴァ書房

授業づくりを「目的・目標」、「教材・学習課題」、「学習の流れと場の構造」、「技とテクノロジー」、「評価」という5つのツボ（観点）から解説しています。皆さん自身が作成した指導案を5つのツボから検討することで、新たな気づきを得られるかもしれません。授業づくりの背景にある歴史や現代的動向についても説明しているので、5つのツボが単なるテクニックに陥ることを防いでくれます。（松本圭朗）

◆市川伸一（2008）『「教えて考えさせる授業」を創る（教育の羅針盤 1）』図書文化社

「教えずに考えさせる授業」（安易な「子ども主体」の授業）に対するアンチテーゼとして、学習における習得と探究のサイクルを取り入れた「教えて考えさせる授業」が提唱されています。本書には、「教えて考えさせる授業」の組立てかたや実践事例が数多く紹介されています。授業のありかたの1つとして「教えて考える授業」は参考になるでしょう。（瀬川千裕）

◆湯浅恭正・新井英靖・吉田茂孝（編）（2019）『よくわかるインクルーシブ教育』ミネルヴァ書房

いわゆる通常の学校・学級にも、特別なニーズをもつ児童は在籍しています（もとより、すべての児童が、それぞれにニーズをもっていることも忘れてはなりません）。本書は、どのような教育が「インクルーシブ教育」なのかを考える入門書であるだけでなく、授業づくりの視点も与えてくれます。とくに、特別なニーズをもつ児童の理解や、インクルーシブな授業（学級）づくりについて解説されています。（松本圭朗）

◆竹内常一・折出健二（編）（2015）『生活指導とは何か（シリーズ 教師のしごと 第1巻）』高文研

教師のしごとは、教育実習の中心となる授業ではありません。子どもの人間らしい生き方を支援すること、すなわち生活指導も重要です。本書は、実践記録を取り上げながら、子どもと教師、子どものケア、学級集団づくり、授業づくり等の生活指導のテーマを扱っています。生徒指導とは違うのか、そもそも生活指導とは、と疑問を持った方におすすめです。本書は、生活指導の入門書として好書です。（瀬川千裕）

### 3. より学びを深めたい人へ

◆神代健彦・藤谷秀（編）（2019）『悩めるあなたの道徳教育読本』はるか書房

1958年版学習指導要領から「道徳の時間」（教科外領域）が導入されましたが、2015年の学習指導要領一部改訂で「特別の教科 道徳」となりました（小学校・中学校及び特別支援学校小学部・中学部）。「特別の教科 道徳」の実施にあたっては、さまざまな議論が起こり、たとえば、どのように道徳の授業をつくっていくのか、そもそも道徳とは何か、などの議論も改めて活発になされました。本書は、多様な論点を含みもつ道徳教育の概説だけでなく、教育実践も取り上げ、検討しています。（松本圭朗）

◆佐藤学・秋田喜代美・志水宏吉ほか（編）（2016）『学びの専門家としての教師（岩波講座 教育 変革への展望 第4巻）』岩波書店

「転換期における教師」と「専門家像の革新」という2つの視座から教職について論じています。すなわち、本書は、これから教師となる皆さんが置かれている状況を俯瞰し、教師像を問い直すための好書です。教育実習後は実感をもって学びを深めること——自身の教師像の問い直し——ができると思います。（松本圭朗）

◆佐藤学・秋田喜代美・志水宏吉ほか（編）（2017）『学びとカリキュラム（岩波講座 教育 変革への展望 第5巻）』岩波書店

教育において学びの質が問われる近年、学びの質保証を目指すカリキュラムとその中で子どもが経験する学びに注目が集まっています。日々の授業に目が向きがちな教育実習では、十分に捉えることのできなかつたカリキュラムについて学ぶことが重要です。本書は、子どもの学びやカリキュラムをめぐって、学習科学、教育心理学、教育方法学等の多様な視点からそれらに迫るものです。（瀬川千裕）

◆神代健彦（2020）『「生存競争」教育への反抗』集英社

何のための教育か。資質・能力やコンピテンシーの育成が強調される現代の教育において、改めて問う必要があります。本書は、現代の教育動向を踏まえつつも、その動向への対立軸を提示しています。学校現場を見据えるなかで、現代の教育動向に感化されて鵜呑みにするのではなく、教育について今一度考えてほしいと思います。本書がそのきっかけとなることを願っています。（瀬川千裕）

◆佐伯胖（1995）『「わかる」ということの意味（新版）』岩波書店

「わかる授業」は授業づくりの1つのモデルといわれます。では、「わかる」とはどのような状態を指すのか。「わかる授業」のためには、「わかる」ということを原理的に考える必要があります。本書では、「できる」・「わかる」・「なっとくする」という子どもの思考に基づいて「わかる」ことを解説しています。（瀬川千裕）

### 3 特別支援教育の学習におすすめの書籍

#### 1. 特別支援学校の教育に関する国の基本的な考え方

◆文部科学省（2018）『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領総則編』開隆堂出版

学習指導要領は、国による教育課程の基本です。特別支援学校の教育は、皆さんが小中高と受けてきた教育とは、だいぶ異なっています。盲・聾・知的障害・肢体不自由など、個々の子どもの発達や障害の状態が大きく異なるからです。教育内容の概要を知っておくためにも、ぜひ一読してください（学習指導要領は、文部科学省のウェブサイトでも閲覧できますが、価格がとても安いので、ぜひ入手してください）。（鳥居深雪）

#### 2. 観察実習までに読んでおくといい書籍等

##### 2-1. 子どもの発達や障害を理解するために

◆白石正久（1994）『発達の扉〈上〉——子どもの発達の道すじ——』かもがわ出版

古い本ではありますが子どもが発達していく姿をととてもわかりやすい言葉で描いています。「発達」という視点から子どもの姿を見ることの大事さを教えてくれると思います。附属図書館に所蔵されているのでぜひ読んでみてください。（山根隆宏）

◆白石正久（1994）『発達の扉〈下〉——障害児の保育・教育・子育て——』かもがわ出版

『発達の扉〈上〉』の続編です。さまざまな障害のある子どもたちの育ちや教育について豊富な事例を交えて解説されています。時代的に古い内容もありますが、それらを差し引いても障害のある子どもたちへ温かなまなざしから学ぶものは多いと思います。こちらも附属図書館に所蔵されています。（山根隆宏）

## 2-2. 子どもの支援や特別支援教育を理解するために

### ◆玉村公二彦・黒田学・向井啓二・平沼博将・清水貞夫（編）（2019）『新版・キーワードブック特別支援教育』クリエイツかもがわ

特別支援教育の実習および授業では、様々な用語が出てきます。授業で丁寧に解説される用語もありますが、十分に説明されない用語もあるでしょう。また、もう一度確認したいときもあるでしょう。そんなとき役に立つのが本書です。1つのキーワードについて、見開き2ページで端的にまとめられていますので、理解しやすいと思います。実習中に指導案を書く際にも、参考になるでしょう。（赤木和重）

### ◆廣瀬由美子・石塚謙二ほか（2019）『アクティベート教育学——特別支援教育——』ミネルヴァ書房

特別支援教育の基本的な事項を解説しています。特に、特別支援教育の制度や「自立活動」「通級による指導」などは、学生のみなさんには馴染みが薄いと思いますので、一読して基本を理解していただけると良いと思います。（鳥居深雪）

### ◆上野一彦・緒方明子・柘植雅義・松村茂治・小林玄（2014）『改訂 特別支援教育基本用語 100——解説とここが知りたい・聞きたいQ&A——』明治図書

特別支援教育の現場では他機関との連携が多く、教育に関することだけでなく法律や制度、医療、心理、福祉と様々な情報を求められることがあります。この本は、複数の領域にわたる情報を網羅しており、辞書的に使えます。初心者にとっても読みやすく書かれています。特別支援教育関連の職場でも手元にあると役立つのではないかと思います。（野上慶子）

### ◆柘植雅義（2013）『特別支援教育——多様なニーズへの挑戦——』中公新書

特別支援教育の理念や法律、教室での指導方法に加えて、21世紀に特別支援教育が始まるまでの日本の教育がどのような変遷を辿ってきたかといった歴史についても解説されています。コンパクトなサイズ感でもあるので、まずは特別支援教育に関する概論を学んでみたい人にはおすすめです。（野上慶子）

## 3. 教育実習までに読んでおくという書籍等

### 3-1. 子どもの発達や障害を理解するために

#### ◆鳥居深雪（2020）『改訂 脳からわかる発達障害』中央法規

「実行機能」「ワーキングメモリ」など、発達障害のある子どもたちが示すさまざまな困難の背景をわかりやすい言葉で解説しています。教育・福祉の基本的な制度にも触れていますので、参考になるかと思えます。（鳥居深雪）

#### ◆玉井邦夫（2015）『本当はあまり知られていないダウン症のはなし』神奈川LD協会

本書は、幼少期から青年期・成人期のダウン症児者の具体的な姿がたくさん書かれており、基礎的知識から支援方法について一通り知ることができる本です。ダウン症には共通の運動特性や認知・記憶の特性があるとされていますが、みなさんご存じですか？ 分かりやすく解説されていますのでぜひ読んでみてください。（古村真帆）

### 3-2. 子どもの支援や特別支援教育を実践するために

#### ◆赤木和重・佐藤比呂二（2009）『ホントのねがいをつかむ——自閉症児を育む教育実践——』全障研出版部

本書では自傷行為が強く見られる自閉症スペクトラム障害の特別支援学校中学部の生徒に行われた教育実践について詳しく知ることができます。表面的な行動に隠された見えにくい生徒のねがいを丁寧に読み取る実践をぜひ体感してください。加えて、実践を考える上での基盤となる理論面についての解説もされています。実践と理論の両方から自閉症スペクトラム障害について学べると思います。（古村真帆）

#### ◆藤野博（編）（2008）『障がいのある子との遊びサポートブック——達人の技から学ぶ楽しいコミュニケーション——』学苑社

障害のある子どもに対して遊びを通じた教育や発達支援を考える上で参考になるアイデアがたくさん記載されています。遊びの発達段階といった理論的な背景やインリアルアプローチ、スクリプトの利用、応用行動分析などについてもわかりやすく解説されています。（山根隆宏）

#### ◆齊藤万比古（2011）『発達障害が引き起こす二次障害へのケアとサポート』学研

本書は、発達障害に伴いやすい外在化問題や内在化問題を二次障害として取り上げ、各年代で生じやすい困難や問題を解説しています。また、これらの問題に対して家庭や学校、医療現場等でどのような対応をするべきかについて各専門家が説明しています。発達障害による困難を深く理解したい人や、発達障害のある子どもへの長期的なサポート方法を知りたい人におすすめです。ただし、内容が古い箇所がいくつかあります。例えば、診断基準は2013年からはDSM-5に変更されているため、現在の診断名と異なります。また、併存に関する記述など、現在の状況とは異なるものも含まれています。（野上慶子）

## 4. より学びを深めたい人向けの書籍等

### 4-1. 子どもの発達や障害を理解するために

#### ◆綾屋紗月・熊谷晋一郎（2008）『発達障害当事者研究——ゆっくりていねいにつながりたい——』医学書院

自閉スペクトラム障害（以下：ASD）は一般的にコミュニケーションの障害とされています。しかし、これは研究者や定型発達者からみたASDの姿であり、当事者から立ち上がってきたものではありません。本書では、実はASD当事者である綾屋さんの日々の困難の中心が、「お腹が空いたことに気がつけない」など身体感覚を把握することにあることが語られます。障害を外側からだけでなく内側からも見てみましょう。（呉文慧）



#### 4-2. 子どもの支援や特別支援教育を実践するために

##### ◆河野哲也（2015）『現象学的身体論と特別支援教育——インクルーシブ社会の哲学的探究——』北大路書房

現象学とは「当事者が経験している世界を、経験しているそのままに記述しようとする試み」のことです。本書は現象学の立場から特別支援教育を考え直すものになっています。これは、「健常」や「定型」などの当事者の外側の基準からではなく、当事者の経験している世界、つまり当事者の内側の必要性や必然性から支援を考えることを我々に要求します。当事者の世界を視野に入れることは、教育実習の授業を考えるうえでも参考になるでしょう。（呉文慧）

##### ◆三田村仰（2017）『はじめてまなぶ行動療法』金剛出版

近年、教育現場においても子どもの行動や情緒の問題に対して認知行動療法による支援アプローチが適用されることがあります。本書では認知行動療法の基礎である行動分析学や臨床行動分析に焦点化し、その理論的背景と介入技法について非常にわかりやすく解説されています。行動療法に基づく子どもの支援方法を知りたい人は、本書を読んでもらうと良いかと思います。附属図書館にも所蔵されています。（野上慶子）

履修カルテ①(初等用)

幼稚園用

神戸大学 教育職員免許状取得のための履修カルテ①<履修状況>

所属学部:	学籍番号:	氏名:
取得を希望する免許状(校種・教科): 幼稚園教諭一種免許状		

◆教育の基礎的理解に関する科目,道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目,教育実践に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位	修得年度	評価
科目	各科目に含める必要事項				
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想				
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)				
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・幼児理解の理論及び方法				
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
	・教育実習				
教育実践に関する科目	・教職実践演習				

合計単位数:

◆領域及び保育内容の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位	修得年度	評価	
科目	各科目に含める必要事項					
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項					
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)					

合計単位数： \_\_\_\_\_

◆大学が独自に設定する科目

授業科目名	単位	修得年度	評価

合計単位数： \_\_\_\_\_

◆文部科学省令で定める科目(教育職員免許法施行規則第66条の6)

文部科学省令の科目	授業科目名	単位	修得年度	評価
日本国憲法				
体育				
外国語コミュニケーション				
情報機器の操作に関する科目				

1. 本履修カルテは、4年次後期に開講される「教職実践演習(幼・小)1,2」等の教職指導において使用されます。
2. 4年次前期(所属する学部の手続きの日まで)に学部の手続き係に提出してください。
3. 返却後は、教育実習の記録と一緒にバインダーに綴じてください。
4. 本履修カルテは自己責任のもと、履修登録と相違のないように正確に記入してください。
5. 未履修科目は、予定で科目名及び修得年度を記入してください。

**神戸大学 教育職員免許状取得のための履修カルテ①<履修状況>**

所属学部:	学籍番号:	氏名:
取得を希望する免許状(校種・教科): 小学校教諭一種免許状		

◆教育の基礎的理解に関する科目,道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目,教育実践に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位	修得年度	評価
科目	各科目に含める必要事項				
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想				
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)				
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)					
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法				
	・総合的な学習の時間の指導法				
	・特別活動の指導法				
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)				
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
教育実践に関する科目	・教育実習				
	・教職実践演習				

合計単位数:

◆教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位	修得年度	評価
科目	各科目に含める必要事項				
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項				
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）				

合計単位数： \_\_\_\_\_

◆文部科学省令で定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6）

文部科学省令の科目	授業科目名	単位	修得年度	評価
日本国憲法				
体育				
外国語コミュニケーション				
情報機器の操作に関する科目				

1. 本履修カルテは、4年次後期に開講される「教職実践演習（幼・小）1,2」等の教職指導において使用されます。
2. 4年次前期（所属する学部の指定する日まで）に学部の教務担当係に提出してください。
3. 返却後は、教育実習の記録と一緒にバインダーに綴じてください。
4. 本履修カルテは自己責任のもと、履修登録と相違のないように正確に記入してください。
5. 未履修科目は、予定で科目名及び修得年度を記入してください。

履修カルテ②(初等用)

神戸大学 教育職員免許状取得のための履修カルテ②<自己評価シート> 幼稚園・小学校用

所属学部： \_\_\_\_\_ 学籍番号： \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_

取得を希望する免許状（園校種）： \_\_\_\_\_

(1) 必要な資質能力についての自己評価

必要な資質能力の指標				講義等で学習した	教育実習で実践した	課外等で経験した	自己評価 (評価の最も高いものが5点となります。)	どのような経験をし(又はどのようなことを学び)、その経験をを通してできるようになったことを簡単に記入してください。
項目	項目	教員の資質能力として最小限必要な事項 (H18中教審答申より)	指標					
学校教育についての理解	教職の意義	使命感や責任感、教育的愛情	教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務を理解していますか。				1・2・3・4・5	
	教育の理念・教育史・思想の理解		教育の理念、教育に関する歴史・思想についての基礎理論・知識を習得していますか。				1・2・3・4・5	
	学校教育の社会的・制度的・経営的理解		初等教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得していますか。				1・2・3・4・5	
子どもについての理解	心理・発達論的な子ども理解	生徒理解や学級経営	子ども理解のために必要な心理・発達論の基礎知識を習得していますか。				1・2・3・4・5	
	集団の形成		集団形成に必要な基礎理論・知識を習得していますか。				1・2・3・4・5	
	子どもの状況に応じた対応		虐待、いじめ、不登校、特別支援教育や、家庭の社会的・経済的状況、いざこざ等の人間関係などについて、個々の子どもの特性や状況に応じた対応の方法を理解していますか。				1・2・3・4・5	
他者との協力	他者意見の受容	社会性や対人関係能力	他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができますか。				1・2・3・4・5	
	保護者・地域との連携協力		保護者や地域との連携・協力の重要性を理解していますか。				1・2・3・4・5	
	共同授業実施・多職種連携や連携による教育実践の実施		他者と共同して教育実践を企画・運営・展開することができますか。				1・2・3・4・5	
	他者との連携・協力		集団において、他者と協力して課題に取り組むことができますか。				1・2・3・4・5	
	役割遂行		集団において、率先して自らの役割を見つめたり、与えられた役割をきちんとこなすことができますか。				1・2・3・4・5	
コミュニケーション	発達段階に対応したコミュニケーション	社会性や対人関係能力	子どもたちの発達過程・発達段階を考慮して、適切に接することができますか。				1・2・3・4・5	
	子どもに対する態度	生徒理解や学級経営	気軽に子どもと顔を合わせたり、話をきいたり、対話したり、相談に乗ったりするなど、親しみを持った態度で接することができますか。				1・2・3・4・5	
	公平・受容的態度		子どもの声に耳を傾け、真摯に受けとめ、公平で受容的な態度で接することができますか。				1・2・3・4・5	
	社会人としての基本	社会性や対人関係能力	挨拶、言葉遣い、服装、他人への接し方など、社会人としての基本的な事項が身に付いていますか。				1・2・3・4・5	

必要な資質能力の指標				講義等で学習した	教育実習で実践した	課外等で経験した	自己評価 (評価の最も高いものが5点となります。)	どのような経験をし(又はどのようなことを学び)、その経験等を通してできるようになったことを簡単に記入してください。
項目	項目	教員の資質能力として 最小限必要な事項 (H18中教審答申より)	指標	(あてはまるものにチェックを入れてください。)				
教育課程・教科・保育領域に関する基礎知識・技能	保育領域・各教科	教科の指導力	これまで履修した教科教育分野や保育領域の科目の内容について理解していますか。				1・2・3・4・5	
	幼稚園教育要領・学習指導要領・教科書		(小)小学校の教科書や学習指導要領の内容を理解していますか。 (幼)幼稚園教育要領等の内容や、環境の構成や再構成、保育者の援助の工夫等、発達に適した実践の在り方について理解していますか。 ※幼・小両免許取得者は両方総合して回答すること。				1・2・3・4・5	
	教育課程の構成に関する基礎理論・知識		教育課程・保育領域の編成に関する基礎理論・知識を習得していますか。				1・2・3・4・5	
	道徳教育		(小)道徳教育の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。 (幼)規範意識の芽生えにつながる自尊心や思いやりなどを育む援助に関する基礎理論と知識を習得していますか。 ※幼・小両免許取得者は両方総合して回答すること。				1・2・3・4・5	
	特別活動(小のみ)		(小)特別活動の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。				1・2・3・4・5	
	総合的な学習の時間(小のみ)		(小)「総合的な学習の時間」の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。				1・2・3・4・5	
	情報機器の活用		情報教育機器の活用に係る基礎理論・知識を習得していますか。				1・2・3・4・5	
	学習指導法・遊びや生活の援助	(小)学習指導法に係る基礎理論・知識を習得していますか。 (幼)遊びや生活の援助方法に係る基礎理論・知識を習得していますか。 ※幼・小両免許取得者は両方総合して回答すること。				1・2・3・4・5		
教育実践	環境、教材分析能力	生徒理解や学級経営	学びや育ちを促す環境や教材・遊具を分析することができますか。				1・2・3・4・5	
	授業構想力、乳幼児教育構想力		教材研究を生かした授業を構想し、生徒(子ども)の反応を想定した指導案としてまとめることができますか。				1・2・3・4・5	
	教材・保育素材開発力		(小)教科書にある題材や単元等に応じた教材・資料を開発・作成することができますか。 (幼)5領域のねらいや内容、内容の取扱いをふまえて、個々の子どもの興味関心に応じた環境構成や教材開発、援助の工夫を構想し、実践することができますか。 ※幼・小両免許取得者は両方総合して回答すること。				1・2・3・4・5	
	授業・保育展開力		子どもの反応を生かし、興味関心をふまえて、主体的で、対話的で深い、協同的な学びを皆で協力しながら展開することができますか。				1・2・3・4・5	
	表現技術		(小)板書や発問、的確な話し方など授業を行う上での基本的な表現の技術を身に付けていますか。 (幼)抽象的ではなく具体的にかつ発達をふまえて、的確な話し方や、身体表現の技術を身に付けていますか。 ※幼・小両免許取得者は両方総合して回答すること。				1・2・3・4・5	
	クラス経営力		(小)学級経営案を作成することができますか。 (幼)クラスの長期・短期の指導計画案を作成することができますか。 ※幼・小両免許取得者は両方総合して回答すること。				1・2・3・4・5	
	課題認識と探求心		自己の課題を認識し、その解決にむけて、学び続ける姿勢を持っていますか。				1・2・3・4・5	
課題探求	教育時事問題	使命感や責任感、教育的愛情	虐待、いじめ、不登校、特別支援教育や、家庭の社会的経済的状況、いざこざ等の人間関係などの初等教育に関する新たな課題に関心を持ち、自分なりに意見を持つことができますか。				1・2・3・4・5	

(2)教職を目指す上で課題と考えている事項

--

(3)教育実習・介護等体験・その他教職に関するボランティア経験等の実施状況

教育実習	済・未・実習中	
介護等体験	済・未・該当無	
その他教職に関するボランティア (スクールサポーターなど)	済・無・体験中	体験したボランティアの名前 ( )

(4)担当教員からのコメント

--

1. 本履修カルテは、4年次後期に開講される「教職実践演習(幼・小)」等の教職指導において使用されます。
2. 4年次前期(所属する学部)の指定する日までに学部の教務担当係に提出してください。教職実践演習終了後、担当教員のコメントを記入の上、返却します。
3. 返却後は、教育実習の記録と一緒にバインダーに綴じてください。



## ◆ 問い合わせ一覧

★幼稚園・小学校・特別支援学校の教育実習，事前・事後指導，及び教科・教職の科目等の履修関係について不明な点は，以下の担当係まで問い合わせしてください。

### 担当係名

### 連絡先

国際人間科学部

鶴甲第二キャンパス事務課 教務学生係 078-803-7924

★介護等体験について不明な点は，以下の担当係まで問い合わせしてください。

### 担当係名

### 連絡先

学務部学務課教育推進グループ

(鶴甲第一キャンパス K 棟事務室内) 078-803-5204

(注 意)

- ◎ この『教育実習ハンドブック』は，在籍中に1度だけ配付され，在籍期間を通して使用するの  
で，大切に保管してください。
- ◎ 開講科目及び内容などについては，変更することがあるので，国際人間科学部鶴甲第二キ  
ャンパス事務課教務学生係掲示板の掲示に注意してください。
- ◎ このハンドブックに関してご質問・ご意見等がありましたら，国際人間科学部鶴甲第二キャン  
パス事務課教務学生係初等教員免許担当までお寄せください。

神戸大学国際人間科学部子ども教育学科 教育実習ハンドブック 2021(令和3)年度入学者用

---

2021年6月発行

監修

神戸大学 国際人間科学部 教務委員会

同 鶴甲第二キャンパス事務課 教務学生係 初等教員免許担当

同 子ども教育学科 長谷川諒，山根隆宏，川地亜弥子

著者(文献紹介)

清山莉奈，松本圭朗，瀬川千裕，鳥居深雪，山根隆宏，赤木和重，野上慶子，古村真帆，呉文慧

(執筆順)

---